治癒証明

愛知県立幸田高等学校長 殿

過日、罹患しました下記	己の感染症	宦につきましては、主治医。	より指示された療養を必要とする
期間を過ぎましたので、	月	日より登校させます。	

記

年	組	番	氏名	

保護者氏名

診断名							
療養を要した期間	令和	年	月	日 ~ 令和	1 年	月	日
受診医療機関名							

参考 主な学校感染症 (第2種) と登校停止期間の基準

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(発症日は0日目とする)		
新型コロナウィルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を		
	経過するまで (発症日は0日目とする)		
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌性物		
	質製剤による治療が終了するまで		
麻しん (はしか)	解熱した後3日を経過するまで		
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過		
(おたふくかぜ ムンプス)	し、かつ、全身状態が良好になるまで		
風しん (三日はしか)	発疹が消失するまで		
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂疲化するまで		
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで		
	病状により、学校医、その他の医師において感染のおそれ		
髄膜炎菌性髄膜炎 	がないと認めるまで		